

小規模工事受注希望者登録制度・契約書の省略・契約保証金について

現行

小規模工事受注希望者登録 (要領)	50万円以下
契約書の省略 (財務規則123条)	50万円以下
随意契約できる金額 (地方自治法第234条及び同法施行令第167条) (財務規則119条)	工事：130万円以下 物品：80万円以下 委託等：50万円以下
契約保証 (財務規則124条)	50万円を超えるもの

2025(R7)1.1以降に発注（公告・通知）する案件から適用

小規模工事受注希望者登録 (要領)	<u>80万円以下</u>
契約書の省略 (財務規則123条)	<u>工事・修繕工事：130万円以下</u> <u>その他：50万円以下</u>
随意契約できる金額 (地方自治法第234条及び同法施行令第167条) (財務規則119条)	工事：130万円以下 物品：80万円以下 委託等：50万円以下
契約保証 (財務規則124条)	<u>80万円を超えるもの</u>

